

平成 2 1 年

第 3 回市議会定例会 議案第 9 号

箱館奉行所条例の制定について
箱館奉行所条例を次のように定める。

平成 2 1 年 9 月 7 日提出

函館市長 西 尾 正 範

箱館奉行所条例

(設置)

第 1 条 復元した箱館奉行所庁舎を活用して、特別史跡五稜郭跡の歴史を広く市民等に伝えるとともに、その利用に供し、もって本市の文化の向上と教育の発展に資するため、市に箱館奉行所を設置する。

(名称および位置)

第 2 条 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 箱館奉行所

位置 函館市五稜郭町 4 4 番 3 号

(開館時間および休館日)

第 3 条 箱館奉行所（以下「奉行所」という。）の開館時間および休館日は、函館市教育委員会規則で定める。

(入館の制限)

第 4 条 函館市教育委員会（以下「委員会」という。）は、奉行所に入館しようとする者または入館した者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、または退館させることができる。

(1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 建物、展示物等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他奉行所の管理上支障があると認められるとき。

(入館料)

第5条 奉行所に入館しようとする者は、あらかじめ、別表に掲げる入館料を納めなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、後納することができる。

(入館料の不還付)

第6条 既納の入館料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

(損害賠償の義務)

第7条 奉行所に入館した者は、建物、展示物等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第8条 奉行所の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 奉行所の入館者に関すること。

(2) 奉行所の維持管理に関すること。

(3) その他委員会が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第4条の規定の適用については、同条中「函館市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは、「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、函館市教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成22年7月29日から施行する。

2 障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例（平成7年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 箱館奉行所条例（平成 21 年函館市条例第 号）に規定する
箱館奉行所 入館料

第 4 条第 2 項第 6 号中「前条第 1 2 号」を「前条第 1 3 号」に改め、
同項第 7 号中「前条第 1 4 号」を「前条第 1 5 号」に改める。

別表(第5条関係)

区 分	入 館 料	
	個 人	20人以上の団体
一般	500円	1人につき 400円
学生・生徒・児童	250円	1人につき 200円
摘 要	<p>次に掲げる者は、無料とする。</p> <p>(1) 小学校就学前の者</p> <p>(2) 市内の学校に在学する学生，生徒または児童で教員等に引率されたもの</p> <p>(3) 前号に掲げる学生，生徒または児童を引率する教員等</p> <p>(4) 土曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日ならびに市立小学校および市立中学校の夏季，冬季，学年末および学年始における休業日に当たる日を除く。）に入館する場合における市内の学校に在学する生徒（高等学校，特別支援学校の高等部および専修学校に在学する者を除く。以下同じ。）もしくは児童または市外の学校に在学する生徒もしくは児童で市内に居住するもの</p> <p>(5) その他市長が特に認める者</p>	

(提案理由)

五稜郭町に箱館奉行所を設置するため

箱館奉行所条例施行規則大綱

- 1 開館時間および休館日について
- 2 入館券について
- 3 入館者の遵守事項について